

調布市立学校における働き方改革プラン（案）

平成31年1月策定

令和5年2月改定

令和8年3月追補版

調布市教育委員会

目次

1	学校における働き方改革の目的	1
2	学校における働き方改革プランの成果	2
3	時間外在校等時間の上限時間の原則	3
4	調布市立学校における教員の意識調査及び在校等時間の実態	4
5	調布市教育委員会において実施している取組	7
6	今後の取組の方向性	10
7	今後の具体的な取組	11
	(1) 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保	
	(2) 教員の意識改革	
	(3) 学校を支える人員体制の確保	
	(4) 部活動の負担軽減	
	(5) 教員の健康保持	
8	学校における取組の進め方	18
9	評価・検証	18
10	国・東京都教育委員会への働きかけ	18

令和8年3月追補にあたって

調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン」を「公立学校の教職員の給与等に関する特別措置法等」改正を踏まえた「業務量管理・健康確保措置実施計画」の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものとして位置付けています。

一方、各学校においても働き方改革の取組を学校経営計画に位置付け、計画的に推進する必要があります。その指針となり得るように、市の最新の動向を反映し、学校向け資料として追補したものになります。

1 学校における働き方改革の目的

目的

学校教育の質の維持向上のために、教員の授業力の向上及び子どもと向き合う時間を確保できる環境を整え、教員の心身の健康保持を実現する。

日本の学校教育は、高い意欲や能力をもった教員の努力や取組によって支えられ、これまで大きな蓄積と高い成果を上げています。

しかし、今、学校教育は持続可能かどうかの岐路に立っています。教員の長時間勤務の実態が明らかとなっており、日本の学校教育の高い成果が、その教員の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであるならば、持続可能とは言えません。‘子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教員という職の崇高な使命感から生まれるものですが、その中で教員が疲弊していくのであれば、それは‘子どものため’にはなりません。

また、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなり、学校教育の水準の低下を招くおそれもあります。

教員のこれまでの働き方を見直し、教員が日本の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的です。

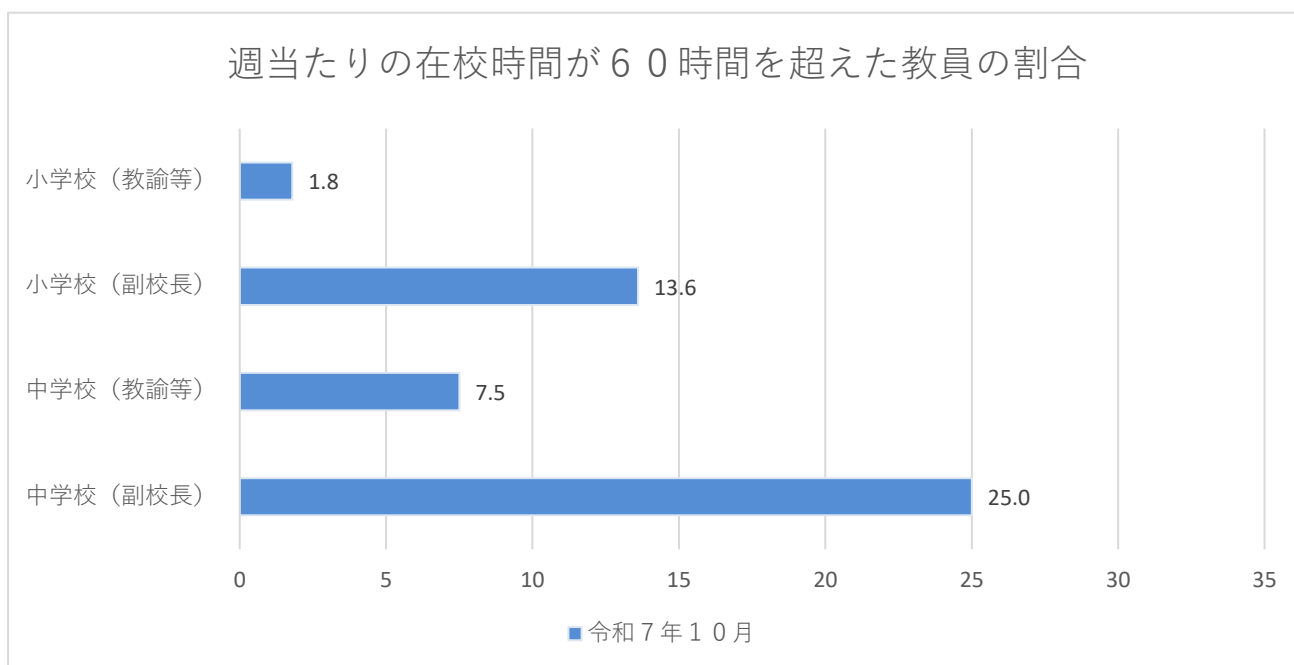
2 学校における働き方改革プランの成果

■目標の達成状況

平成31年1月に策定した「調布市立学校における働き方改革プラン」において、“週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする”ことを目標としましたが、週当たりの在校時間が60時間を超える教員は、以下のとおりまだ一定数います。

ただし、在校時間が目標の値を超えている場合も、業務の質の向上等、在校時間のみで成果を検証することはできません。例えば、これまで事務作業にあっていた時間を授業準備や児童生徒対応にあてることができるようになった場合、在校時間に変動がなくても、働き方改革の成果があるということです。

(%)



※令和8年3月追補

※ 実際のデータは、月当たりの時間外在校等時間80時間

※ 週当たりの在校時間60時間 \div 月当たりの時間外在校等時間80時間=過労死ライン

※ プラン策定時（平成31年1月）の在校時間は、プラン追補時（令和8年2月）の在校等時間を意味する。

■学校からの意見

- ・各種システムの導入によって、授業の効率化や教員の負担軽減をすることができた。
- ・様々な人員配置により、教員の負担が軽減され、授業準備や子どもたちと向き合う時間が増えた。
- ・時間意識を持って仕事に取り組むことによって、在校等時間の短縮に繋がった。

3 時間外在校等時間の上限時間の原則

時間外在校等時間の上限時間の原則

- ① 1月について 45 時間 ② 1年について 360 時間

特例的な扱い

児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合についての時間外在校等時間及び月数を次に掲げる基準の範囲内とする。

- ① 1月について 100 時間未満
② 1年について 720 時間
③ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について 80 時間
④ 1年のうち、1月において 45 時間を超える月数について 6月

※ 在校等時間とは、在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間。

※ 時間外在校等時間とは、在校等時間から所定の勤務時間（7時間45分）を除いた時間

■ 国の動向

- ・令和元年12月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」改正
- ・令和2年1月「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」策定
- ・令和7年6月「公立学校の教職員の給与等に関する特別措置法等」改正
全国全ての教育委員会に対して「指針に基づく働き方改革計画」の策定が義務付けられる（令和8年3月追補）

■ 東京都教育委員会の動向

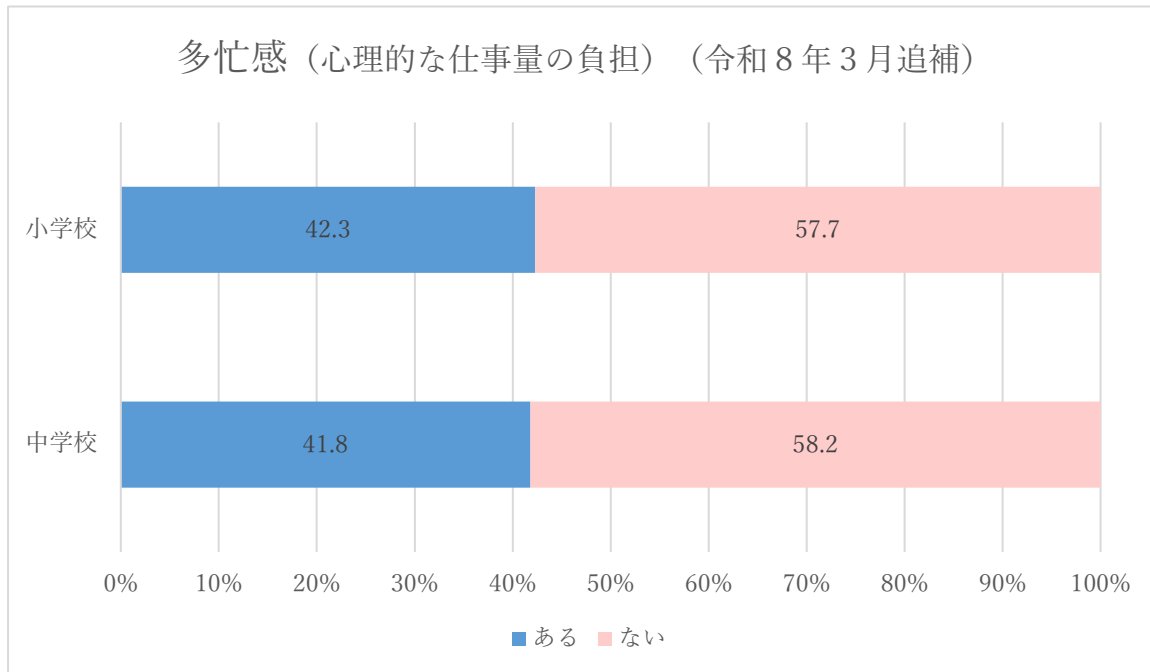
- ・令和2年4月「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」改正
時間外在校等時間の上限について、“上限の目安時間”から“上限時間の原則”に改める
- ・令和2年4月「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」改正
時間外在校等時間は、1月について45時間、1年について360時間の範囲内と定める
- ・令和6年「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム（中間まとめ）」策定（令和8年3月追補）
- ・令和7年6月、国の「公立学校の教職員の給与等に関する特別措置法等」改正を受け、「指針に基づく働き方改革計画」の策定に向け、令和7年11月「第1回学校働き方改革担当課長連絡会」を開催（令和8年3月追補）

■ 調布市教育委員会

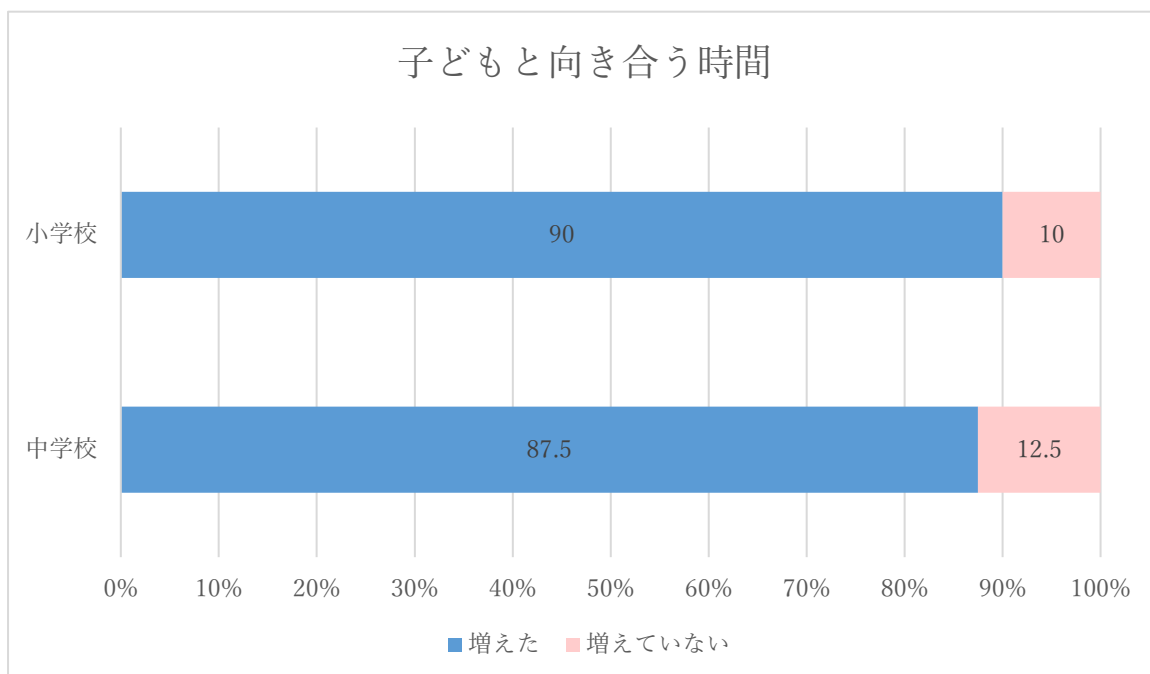
- ・令和5年2月「調布市立学校における働き方改革プラン」改定
「在校時間の目標」から「時間外在校等時間の原則」に改める。
- ・令和5年4月「調布市立学校の管理運営に関する規則」改正
時間外在校等時間は、1月について45時間、1年について360時間の範囲内と定める

4 調布市立学校における教員の意識調査及び在校等時間の実態

教員の意識調査



※ストレスチェック結果（令和8年）

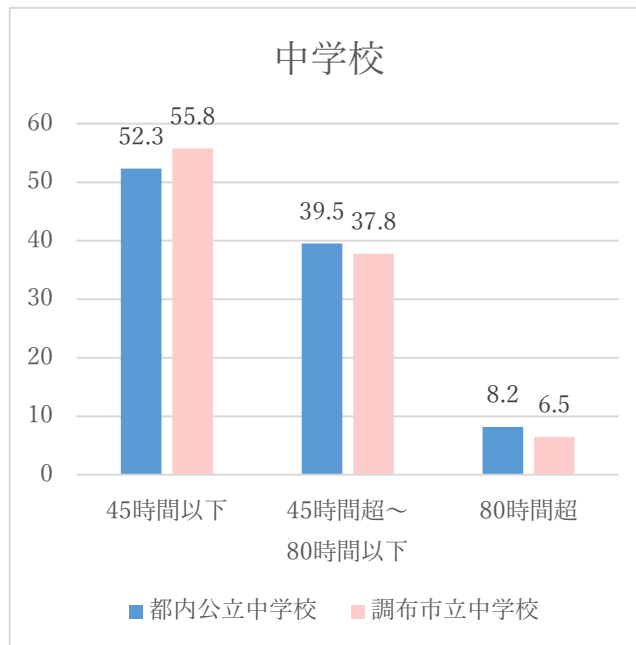
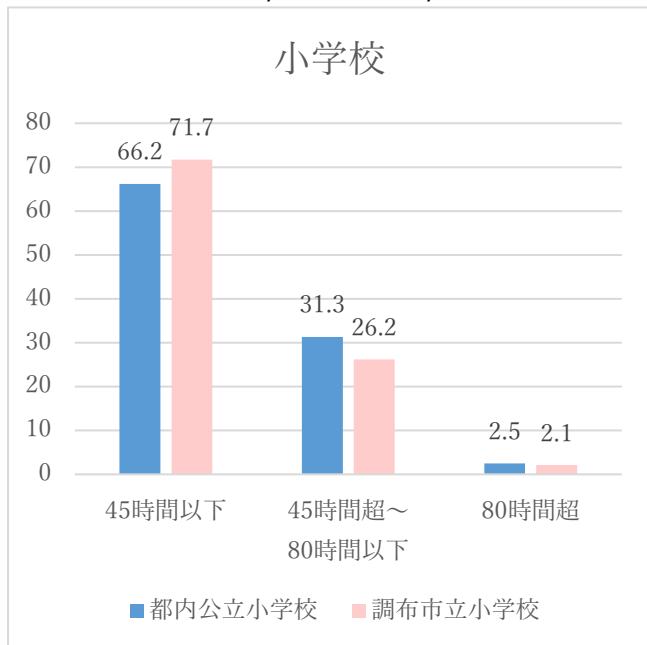


※文部科学省の状況調査（令和4年）

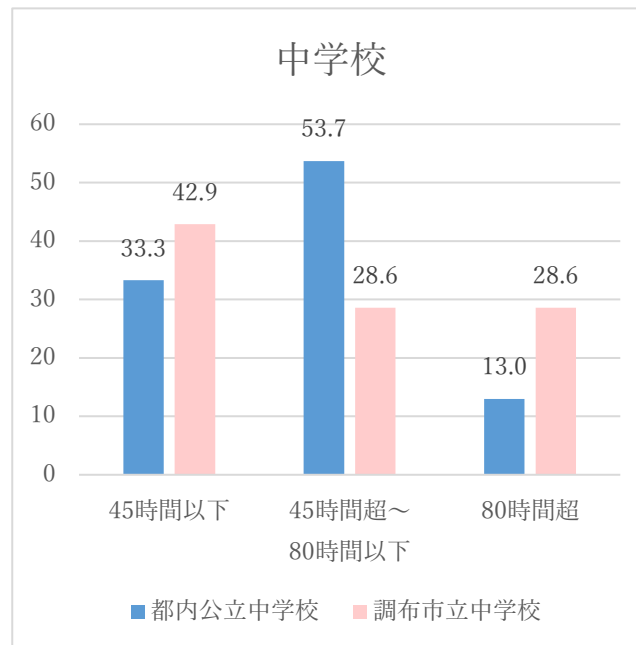
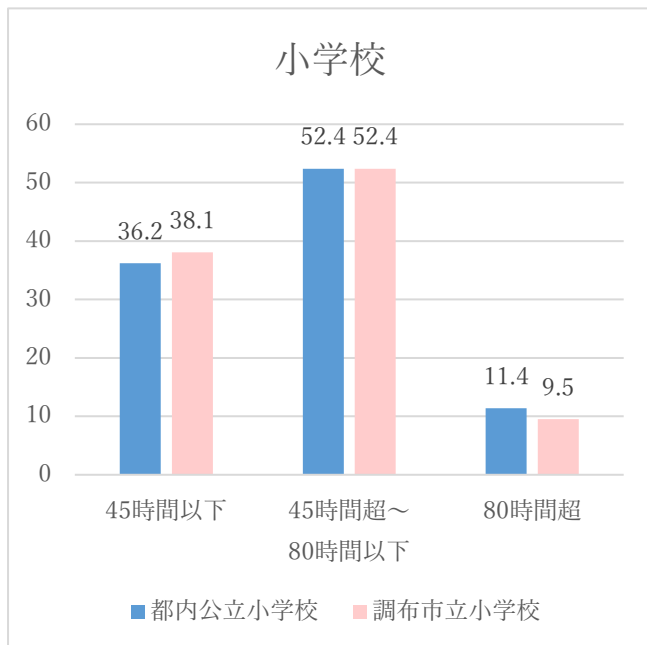
※調査は既に終了しているため、参考として掲載しています。

月当たりの時間外在校等時間（令和7年10月）の都内公立学校との比較
 （令和8年3月追補）

教諭等（主幹教諭，指導教諭，主任教諭含む） (%)



副校長 (%)



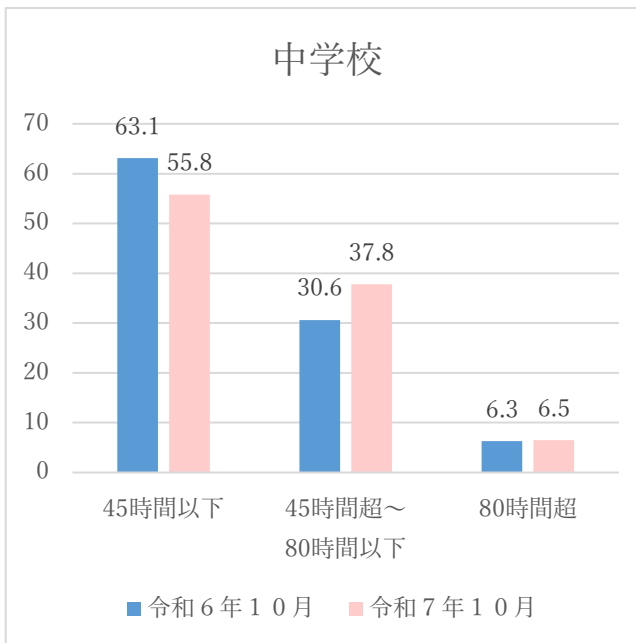
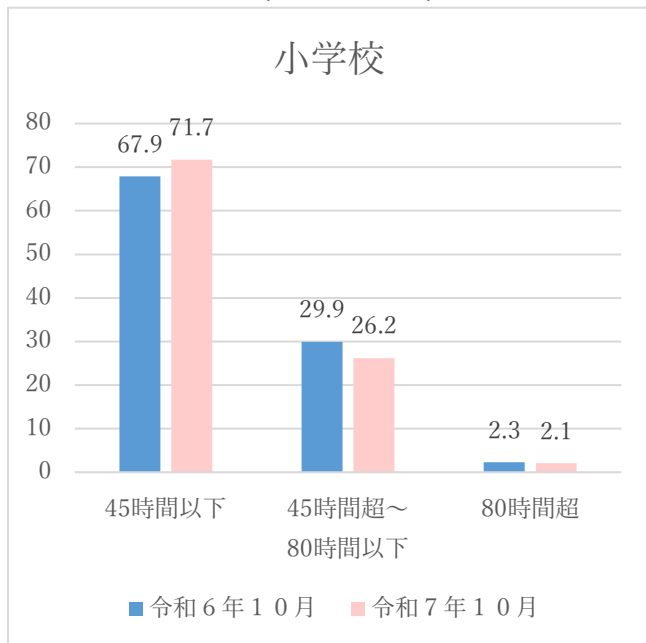
※校外における時間外労働時間含む（一部の地区除く）

※東京都教育庁人事部勤労課発行「令和7年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について」による比較

月当たりの時間外在校等時間 令和6年と令和7年の比較
 (令和8年3月追補)

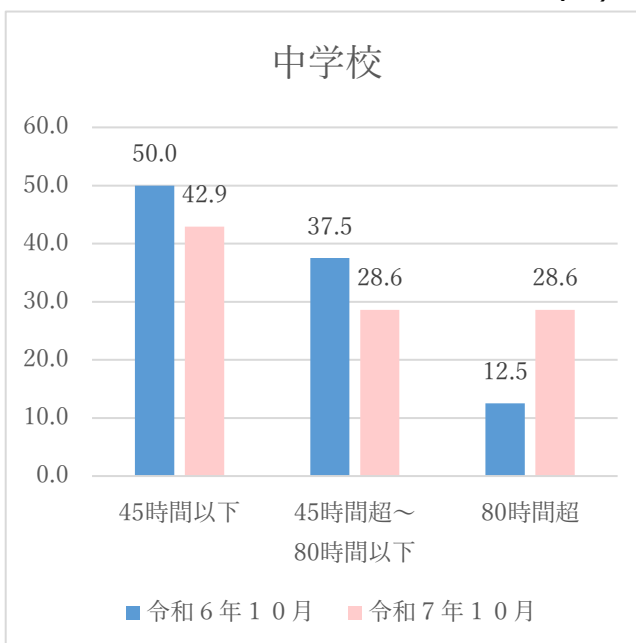
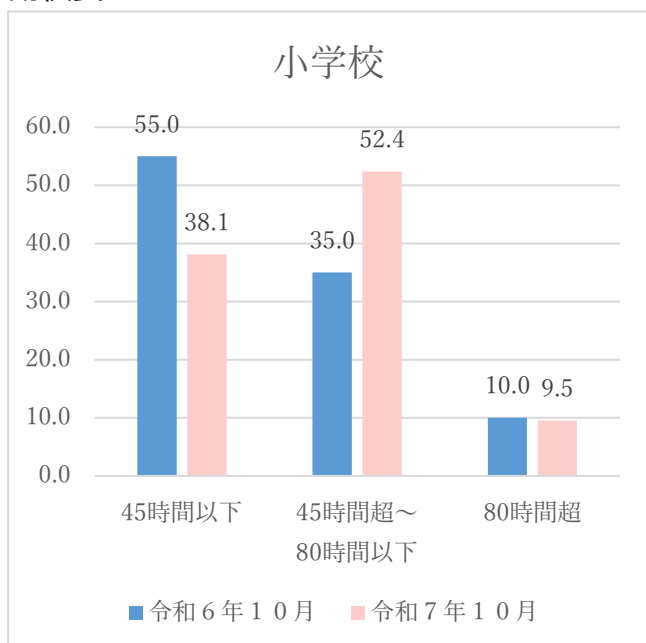
教諭等（主幹教諭，指導教諭，主任教諭含む）

(%)



副校長

(%)



5 調布市教育委員会において実施している取組

1 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保

令和元年11月 学校徴収金システムの導入

- ・データ管理や請求データ作成など学校徴収金（給食費・教材費）管理の効率化

令和2年4月 学校の勤務時間外の電話を自動音声アナウンスに切替

- ・勤務時間外における教員の負担軽減及び授業の準備など児童生徒のための時間を確保
- ・児童生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合における緊急対応等に備え、緊急連絡体制を整備

※音声アナウンスは、令和元年7月より試行実施し、令和2年度より本格実施

令和2年4月 統合型校務支援システムの導入

- ・教職員の校務の負担軽減、校務情報の一元化、校務情報のセキュリティ強化

※令和2年4月に学籍管理、成績管理等を導入。令和3年4月に保健管理機能、教育計画機能を追加

令和7年8月 デジタル採点&データ分析システムの導入（令和8年3月追補）

- ・中学校において答案の採点や集計をデジタル化することで、採点業務の効率化、採点データの分析を通じた授業改善の推進

令和8年4月（予定） 調布市立学校における法律相談（令和8年3月追補）

- ・学校で生じた事案について、弁護士へ面談や電話、メール等による相談等を行い、法に基づく必要な助言等を得ることによる迅速な問題解決への支援

2 教員の意識改革

令和元年8月 夏季休業期間における学校閉校日の設定

・教員の休暇取得を促進するため、市や地域の行事に支障のない範囲で、夏季休業期間の山の日前後に5日間（土日除く）の学校閉校日を設定

※令和3年度より全小中学校で統一して設定

令和2年9月 出退勤システムの導入

・在校等時間及び時間外在校等時間を客観的に把握・集計及び事務の効率化及び適正を図る

※令和2年9月に在校等時間管理機能を導入。令和3年4月に出勤簿及び休暇・職免処理簿のシステム化機能を追加

3 学校を支える人員体制の確保※令和8年3月追補

平成31年4月 スクール・サポート・スタッフの配置（都補助）

・学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備等、教員をサポートするスタッフ

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
28校33人	28校39人	28校38人	28校38人

※令和5年度は教員欠員による補充（1人）あり

令和2年5月 副校長補佐の配置（都補助）

・行政機関からの調査対応や教職員の服務管理、来客対応等の業務等、副校長を直接補佐

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
25校	25校	25校	26校

令和3年4月 全小中学校に地域学校協働本部を設置

・学校と地域人材が組織的に結び付き、学校教育に参加できるよう体制を整備

※平成22年度より段階的に「学校支援地域本部」を立ち上げ、平成30年度に「地域学校協働本部」に名称を変更

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
28校			

令和5年4月 エデュケーション・アシスタントを配置（都補助）

- ・市立小学校の1年～3年を対象に、授業における児童のサポート及び授業準備の補助等、中学校でいう副担任相当の業務を担う

令和5年度	令和6年度	令和7年度
20校		

令和5年4月 コミュニティ・スクールの導入

- ・学校運営協議会を設置している学校
- ・学校運営協議会とは、法律に基づき、教育委員会より任命された委員（保護者や地域の方も委員の対象）が学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関

令和5年度	令和6年度	令和7年度
モデル校3校	15校	28校

4 部活動の負担軽減※令和8年3月追補

平成29年9月 調布市立中学校における運動部活動の方針の策定

平成31年2月 調布市立中学校における運動・文化部活動の方針の策定

- ・週当たり2日以上 of 休養日及び活動時間等を設定
- ・放課後や休日の活動時間についても、適切な部活動の在り方を保護者に周知

平成30年 全中学校に外部指導員（外部指導補助員含む）による支援

- ・運動部の部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図る。
- ・部活動の活性化や生徒の競技力向上を図る。

令和4年4月 部活動指導員の配置（国・都補助，市費）

- ・教員に代わり部活動の指導を行い，教員の負担軽減を図る。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5部活5人	17部活18人	25部活29人	25部活29人

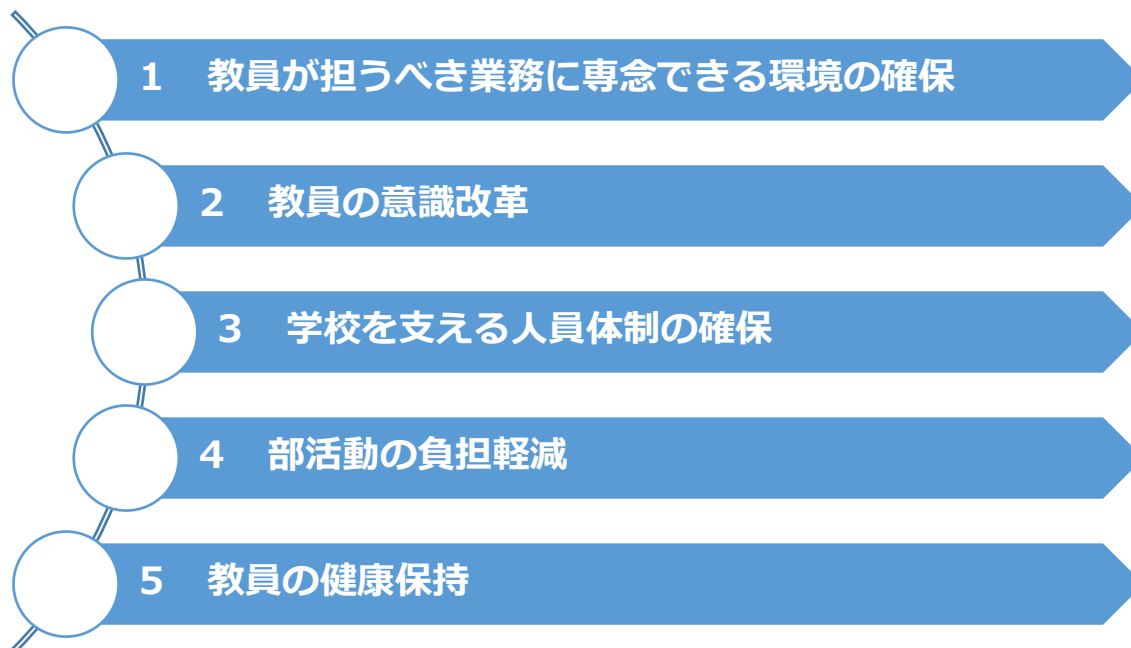
令和6年12月 調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画の策定

- ・部活動の地域連携・地域移行に取り組み，教員の負担軽減を図る。

6 今後の取組の方向性

平成31年1月に策定した「調布市立学校における働き方改革プラン」においては、取組の方向性として4点を定めていましたが、教員の心身の健康を支えるため、新たに「教員の健康保持」を加え、以下の5点を取組の方向性として示します。

なお、令和5年2月改定時点での方向性となります。



7 今後の具体的な取組

1 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保

I C Tの活用促進及び業務の精選をし、教員が担うべき業務（授業に関すること、児童生徒対応）に専念できる環境を確保します。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

ア 統合型校務支援システムの活用促進

教職員の校務の負担軽減、校務情報の一元化、校務情報のセキュリティ強化などの観点から導入しています。

今後も、さらなる利用の定着及び活用支援として「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」など各研修の充実を図っていきます。

イ 学校徴収金管理の効率化等

学校徴収金管理システムを導入し、データ管理や請求データ作成など学校徴収金（給食費・教材費）管理の効率化を図っています。

今後も、円滑な運用及び業務のアウトソーシングを推進していきます。

ウ 説明会、研修等のオンライン実施による移動時間の縮減

調布市教育委員会が実施している説明会、研修及び学校間で実施している会議等のオンライン実施を検討し、移動時間の縮減を図ります。

エ 学校に対する各種調査や会議出席依頼等の精選、見直し

学校に対する各種調査の依頼については、必要性をさらに精査し、調査が必要な場合は、内容、回数及び方法等の見直しを行います。また、国や東京都教育委員会、市の他部局等からの調査依頼に関しても、その必要性を調布市教育委員会において精査します。

また、調布市教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを原則とします。

また、校長会代表の会議委員等就任の依頼についても精選するとともに、各学期の始めと終わりの時期は繁忙期であるため、教員を対象とする会議や研修をできる限り行わないようにするよう、調布市教育委員会はもちろん、調布市教育委員会以外の市の部局や関係団体にも要請します。

2 教員の意識改革

教員は、「子どもたちのため」「好きでしている仕事」という意識があり、長時間勤務による心身の影響について意識が向かず、自身でも気づかないうちに負荷がかかる傾向があります。

また、時間外勤務手当が支給されない給与体系であるため、正規の勤務時間と時間外勤務との区切りが曖昧になりやすい実態もあります。

教員一人一人の意識改革及び学校管理職の労務管理意識を高める必要があります。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

ア 出退勤システム導入による在校等時間の把握

出退勤システムを導入し、在校等時間を客観的に把握・集計しています。

また、時間外在校等時間が月80時間を超えた者を学校管理職に共有し、学校管理職の労務管理意識を高めるとともに、時間外在校等時間の縮減を図っています。

イ 会議・研修等の見直し、効率化

会議や研修について、必要性を精査します。また、開催が必要なものについても、内容、回数、時間及び開催時期等の見直しを行います。

学校においては、全教員に配備されている校務用パソコンを活用し、会議資料の事前配布や終了時間の設定などにより、効率的な会議運営に努めます。

他にも、会議資料や、調布市教育委員会から送付する文書の電子化を進めるなど、各校における会議の効率化の取組を支援していきます。

ウ 自己申告において働き方改革の目標を設定

年度初めに自己申告の目標を設定する際、全ての教員が必ず働き方改革に関する目標を設定し、年間を通して自身の働き方改革について検証し、在校等時間を自身で管理する意識の醸成を図ります。

また、自己申告の面接を活用して、目標の達成状況等を管理職と確認しあい、定期的に意識付けできるようにしていきます。

エ 好事例の共有

教員が作成した資料のうち、効果的・効率的な資料については、好事例として共有することで、授業づくりなど日々の業務改善に反映させます。

3 学校を支える人員体制の確保

個別の教育課題を解決するための職員の配置や外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化します。

ア 専門スタッフの継続配置（市費）

複雑化・多様化している課題を解決するためには、教員だけでは困難であり、専門性を持つスタッフの配置が必要不可欠です。調布市教育委員会では、スクールサポーター、スクールカウンセラー、学校司書等のスタッフを配置しています。

今後も引き続き、必要な人員の配置に努めていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置			
全28校			

イ スクール・サポート・スタッフの継続配置（都補助）

副校長や教員からの指示を受け、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行うスクール・サポート・スタッフを全校に配置し、教員が児童生徒に向きあうことができる体制の整備に努めています。

今後も引き続き、必要な人員の配置に努めていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置	配置	配置	配置
28校37人	28校37人	28校37人	28校37人

※各校の学級数により変動

ウ 副校長補佐の継続配置（都補助）

副校長の業務負担軽減をするため、副校長を直接補佐する副校長補佐を配置し、行政機関からの調査対応や教職員のサービス管理、来客対応等の業務を実施しています。

令和5年度から全校配置を目指していきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置			
全28校			

エ エデュケーション・アシスタントの配置（都補助）

小学校1年～3年を対象に、授業における児童のサポート及び授業準備の補助等、副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントの配置に努めます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置			
20校			

オ コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員（保護者や地域の方も委員の対象です）が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。現在、コミュニティ・スクールの導入に向けた準備を進めています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	実施	実施	実施
モデル校3校	15校	全28校	全28校

カ 地域学校協働本部の推進（国・都補助・市費）

地域学校協働本部は、地域コーディネーターが中心になって、学校で必要な支援（授業補助、体験活動、登下校の見守り、環境整備等）を学生や地域の方とともに行うところで、全校に設置しています。

今後は、地域コーディネーターを委員に加えた学校運営協議会で目標やビジョンを学校と地域住民が共有し具体的な計画を立て、その実現のために地域学校協働本部が中心となって活動を行っていきます。

学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に推進することで、教育活動の一層の充実につながります。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

4 部活動の負担軽減

部活動は、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の育成など生徒の生きる力や豊かな学校生活の実現として、教育的意義の高い活動です。しかしながら、部活動指導は、教員の奉仕的な教育活動で実施しており、やりがいを感じている教員がいる一方で、競技経験のない教員が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担であり、長時間勤務の要因の一つとなっています。

人的支援を強化するとともに、地域連携・地域展開についても段階的に進め、教員の負担軽減を図っていきます。

ア 「調布市立中学校における運動・文化部活動の方針」の取組

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため、週当たり2日以上以上の休養日及び活動時間等を設定しています。放課後や休日の活動時間についても、適切な部活動の在り方を保護者に周知するとともに、短時間に集中して活動できるような練習内容への改善、活動時間の縮減を図っています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	実施	見直し	実施

イ 外部指導員による継続支援

競技経験のない教員が顧問になる場合等、運動部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図るとともに、部活動の活性化や生徒の競技力向上を図るため、地域学校協働本部の事業として顧問の教員と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う外部指導員による支援をしています。

今後も支援に努めていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援 8校			

ウ 部活動指導員の継続配置（国・都補助，市費）

教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置しています。

今後、全中学校への配置及び複数の部活動への配置を目指していきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置 13人	配置 24人	配置 32人	配置 40人

エ 持続可能な部活動（運動・文化）の地域連携・地域移行の展開

少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。

また、実技経験のない教員が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担となっています。

地域の持続可能で多様なスポーツ、文化・芸術環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するために、まずは、休日の部活動から段階的に地域連携・地域展開していくことを基本とし、市長部局と共に段階的に進めていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討のうえ段階的に実施			

5 教員の健康保持

教員が心身の健康を保てるようにサポートします。

健康診断、ストレスチェック及び医師による面接指導を継続して実施していくとともに、産業医の設置についても検討していきます。

ア 健康診断の実施

学校保健安全法に基づき、健康診断を実施しています。年一回必ず受診するよう、今後も継続して働きかけていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

イ ストレスチェックの実施

メンタルヘルス不調の「早期自覚」・「早期対処」を目的として、ストレスチェックを年2回実施しています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

ウ 医師による面接指導の実施

長時間労働者及び高ストレス者に対して医師による面接指導をしています。疲労が蓄積した者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。

※長時間労働者とは、時間外在校等時間が80時間を超える者

※高ストレス者とは、ストレスチェックの受検結果により医師により面接指導を要する者と判定された者

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

エ 産業医の設置を検討

職場において労働者の健康管理等を効果的に行うためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては産業医の設置が義務付けられています。

教育現場においては、学校ごとに産業医の設置をすることになりますが、今後、対象の学校がある場合は、産業医の設置をしていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討	状況により設置	状況により設置	状況により設置

8 学校における取組の進め方

■ 学校管理職の取組

- ・ 所属教員の時間外在校等時間の把握及び削減に努める労務管理（学校管理職の職務）
- ・ 月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員と面談を行う。
- ・ 所属教員が、正規の勤務時間を超えて在校する場合又は月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える場合等は、学校管理職に事前申請（口頭）をする。
- ・ 特定の教員に業務の偏りがないよう、校務分掌の見直し等を図る。
- ・ マイナー残業デーを設定するなど、自ら率先して定時に退勤し模範を示す。

■ 一般教員の取組

子どもたちのためであっても、長時間労働にならないように意識改革が必要

- ・ 授業で使用する資料について、過度に見栄えにこだわらない。
- ・ ‘好きでしている仕事だから負担はない’、‘自分が負担に感じていないから、周りの教員も負担に感じていないはずだ’という考えは改める。

※在校等時間には、校外の時間（部活動の大会等）や土日、祝日などの校務も含まれません。学校管理職は、本人の報告等を踏まえて、適切な申請及び管理をする必要があります。在校等時間は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となります。

9 評価・検証

プランの実施状況、目標の達成状況を教育委員会に報告していくとともに、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する学識経験者からの意見も求めながら、評価・検証し、必要に応じて見直しを図るPDCAサイクルを運用して改善していきます。

また、4年程度を目途にプランの見直しと改善を図ります。

10 国・東京都教育委員会への働きかけ

持続可能な学校における働き方改革を進めるためには、調布市教育委員会や個々の学校の取り組みだけでは限界があります。

そのため、国や東京都教育委員会に対して、人的・財政的支援策の拡充、各種調査の精選・見直しを要望していきます。